

情報提供日	2020年（令和2年）6月30日
問い合わせ先	政策局市民相談室（村山）
	918-5002（ダイヤルイン） 内線 2278

報道機関 各位

こどもの養育費緊急支援スタート！

～全国初の公的な立替制度～

こどもが養育費を受け取れるようにするため、離婚等におけるこども養育支援事業の一環として、公的な養育費立替制度を実施します。

1 概要

養育費の不払いがあったときに、市が本来養育費を支払うべき義務者に働きかけ、それでも支払いがない場合に、市が1か月分（こども1人につき上限5万円）に限り立替払いをした上で、義務者に対して督促を行います。

2 申込期間

令和2年7月1日（水）から令和2年8月31日（月）まで

3 対象者

次の①～③のすべてを満たす人

- ① こどもが市内に住んでいる
（令和2年4月1日から申込時まで継続して住民登録をしている）
- ② 調停調書や公正証書などの債務名義で養育費の取り決めをしている
- ③ 令和2年6月分または7月分の養育費を受け取れていない

4 費用

無料

5 募集

広報あかし7月1日号及び市HPに掲載するほか、児童扶養手当現況届提出者に対して案内をする。

6 申込先

市民相談室

TEL 918-5240（専用ダイヤル・平日8:55～17:40）

FAX 918-5102

メール soudan@city.akashi.lg.jp

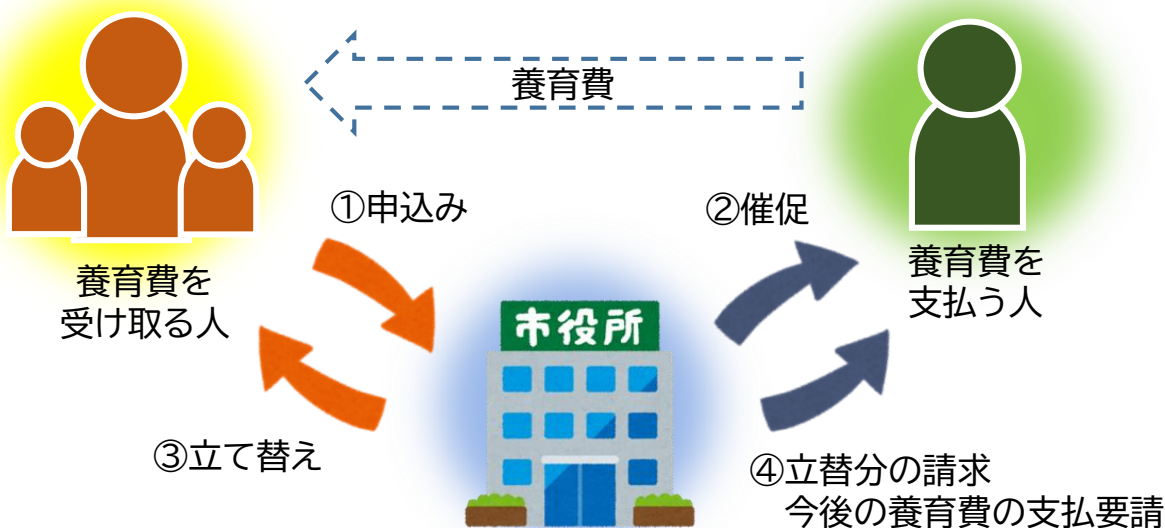
2020年
7月・8月限定

明石市こどもの養育費緊急支援事業

「せっかく取り決めをしたのに養育費を支払ってもらえない…」お困りの方へ！

受け取れていない養育費を市が立て替えます

1ヶ月分、5万円まで



対象になる方

こどもが明石市に住んでいる

調停調書や公正証書などの
公的な取り決めをしている

6月分または7月分の養育費を
受け取れていない



相手に連絡を取りにくいし、
諦めようかな…

こんな方や、そんな方も…

かわりに催促してくれたら
負担が減って助かるなあ…



明石市 市民相談室
電話 078-918-5240 (専用ダイヤル)
FAX 078-918-5102
E-mail soudan@city.akashi.lg.jp

まずはお気軽に
お問合せください